瑞宝中綬章を授ける　（岩手県立大学名誉教授）　兼松百合子
瑞宝小綬章を授ける　倉山英昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　常盤石黒重勇　山下良勉　中村柏谷純孝　本山光昭　宮下鈴木正之　茂人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十五日）　篠原池田嘖雄寛　瀬尾石原勇　松本加藤英二雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　小澤博　倉内基喜　宮本佐　（法務事務官）　庭野飯澤哲雄　栄一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十六日）　富永洋司
瑞宝小綬章を授ける　笹田貞雄　中島弘　川村英樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十七日）　竹内健　志水貞夫　谷川敏夫
瑞宝小綬章を授ける　深津和信
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月十九日）
瑞宝双光章を授ける（六月二十一日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月二十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在バハマ国特命全権大使エルウッド・ドナルドソンの信任状捧呈式を行われた。

七月二十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在キプロス国特命全権大使アイス・ロイズの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、七月二十日午後三時三十四分御出門、展示会「現実くのまなざし、夢くのつばさ：現代翻訳児童文学の半世紀」を御覧のため、国立国会図書館国際子ども図書館（台東区）へ行啓、同四時五十分還啓になった。

公告

諸事項

工場財団

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス**合同会社ＮＲＥ―03インベストメント**の工場財団に伊達郡国見町大字光明寺字角力取場１番地１ＮＲＥ国見太陽光発電所の工作物及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年7月25日　福島地方法務局

静岡市駿河区八幡一丁目５番38号**静浜パイプライン株式会社**の静岡県掛川市高御所字下屋敷1286番10静浜幹線・中央ライン工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年7月25日

静岡地方法務局掛川支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トッパン・コスモ　石田　義行　東京都港区芝浦３―19―26　国土交通大臣許可（般・特―24）第22191号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社熊谷組　樋口　靖　東京都新宿区津久戸町２―１　国土交通大臣許可（般・特―24）第1200号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイレック技建株式会社　西野龍太郎　東京都台東区雷門１―４―４　国土交通大臣許可（特―23）第14138号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大東企業株式会社　岩田　匡弘　東京都品川区南大井６―19―10　国土交通大臣許可（特―27）第4121号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本テクロ株式会社　伊藤　一徳　東京都品川区上大崎２―13―17　国土交通大臣許可（般―23）第8163号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年５月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月25日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立バブリックサービス株式会社　安田　満　東京都千代田区内神田３―11―７　国土交通大臣許可（特―26）第23092号